

フランスの「子どもの意思を尊重する方法」

「子どもの権利」の理念を実現させるために

フランス福祉研究者●安發明子

人権擁護機関の「子どもの権利擁護担当」

「子どもの権利擁護担当」(Défenseur des enfants)は、子どもの権利条約が国内で守られているかを監視する役割を担っています。司法からも独立しこの機関の指示も受けません。アドボケイト機関を国で設けているのはヨーロッパでもフランスのみと言われていました。子どもからの相談も11%と他国に比べて高いです。「子どもの権利について知らないこと自体が暴力である」とうたっています。

フランスでは、制度の理念が全国で多機関縦横して確実に実現されるように専門機関を設置し、監視、助言、コーディネートと報告を任せます。人権擁護機関には250人の法律の専門家がいます。ホームページ上で相談をすると、その分野の専門の担当から連絡がきます。活動報告には子どもたちからの訴えの紹介に併せて提言も並び、子どもの権利に関する意識を全国的にアップデートする機会となっています。

人権保護団体や当事者が、虐待や児童保護機関の対応の問題について欧州人権裁判所に訴え、フランスの制度の不足が指摘されることもあるため、国内で都度確実に対応していくことが求められています。

子どもが決定過程に参加する「子ども専門裁判所」

児童保護分野には「子ども専門裁判所」があり、子どもの権利を守るために司法を利用して利用しています。子ども専門裁判官は、裁判官資格を得た上で少年院や児童保護施設での実習も含めた2年間の児童保護と非行の専門養成を受けており、パリ市では各区に1人います。

児童保護分野の裁判判決には必ず市民法375条が引用されますが、そこには「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」とあります。本来これに該当すると、学校や福祉事務所のソーシャルワーカーが家族に3か月以内の集中的な「支援の提案」をしなければならぬのですが、子どもの状況が心配であるにもかかわらず、支援では状況が改善しなかった場合、子どもの状況が十分把握できない場合、親が支援に対し拒否的であったり協働が難しかったりする場合、またケアや医療を受ける必要があるのに親が対応しない場合などに裁判がおこなわれます。家庭内にソーシャルワーカーが定められた時間通う在宅支援で70%、施設や

里親措置では95%で、裁判官による判断になります。判決の際に支援内容と目的、期限を定め、半年か1年で裁判をやり直し、その後の方針を決めます。

子どもたちは裁判が近づくと、頼りにしている専門職と一緒に話す内容を書き出したり、裁判官に手紙を書いたりします。子どもが15分間一対一で裁判官と直接話した上で、親を含めた関係者全員での裁判をおこないます。

検察官判断の24時間以内の緊急保護、一時保護14日以内の裁判、司法命令による保護や支援の半年か1年ごとの裁判と、期限と

子どもの権利を保障する役割を担う専門職

産科、保健所、保育サービス、3才からの義務教育にかかわる分野など子どものいる場所には、専門職が配置され子どもの権利を保障する役割を担います。また、スポーツインストラクター、裁判官や警察など子どもと関わる職業に就く人は、全員が児童保護の継続研修を義務づけられています。予防は専門職の養成が土台であるため、子どもの不具合のサインに気付けることがおとなの役割として求められています。

各県に、児童相談所とは別に「心配な情報」統括部署が設けられ、心配な状況を見聞きしたすべての人に連絡義務があり、連絡しない場合罰則規定もあります。児童保護が目的であれば守秘義務からは外れます。基準を虐待ではなく「心配」にすることで予防的に広い範囲を対象とし、そもそも虐待が起きることを防ごうとしています。「支援」という切り口から、子どものよりよい成長のために、専門職が親と協働できることをめざしています。

警察には「未成年保護班」という子どもへの聞き取りの専門的訓練を受けた部隊がいます。学校には未成年が被害にあったことを見聞きした場合、警察への報告義務があるので、校長は週何度もやりとりします。子ども専門裁判官は「どんなに大きな事件もその前

判断理由、決定者が明確であることが、子どもと親の権利を守ることにつながっています。また、児童相談所や在宅支援機関などは支援に徹することができます。

裁判官は毎年1回、自身が担当する子どもを継続支援している施設や里親支援機関、在宅支援機関などへ出向き、現場職員と半日ほど意見交換をします。このように裁判官は現場の資源を知った上で、それぞれの子どものために最適な方法を選択できるようにしています。

に小さな芽がある。どんなに小さなことにも対応することで重大な事件が起きることを防ぐことができる」と言います。加害行為をした子どもが裁判官から法律の確認を受けること、心理ケアを命じられることが日常のおこなわれています。

警察にはソーシャルワーカーと心理士がチームの中において、家出などの出来事をきっかけにソーシャルワークを実施する機能も果たしています。家出した子どもを家に帰すだけでは問題は解決されず、悪化して、親子が断絶し孤立した人間をつくるリスクさえあります。子どもが家を出たい場合には無料で利用できる全寮制の学校など家を出る選択肢の存在、親子の関係性の調整をするソーシャルワークも、必要であることは言うまでもありません。子ども用シェルター職員は「子どもは1回しか助けを求めません。そのときにしっかりと応えることができなければ子どもはもう助けを求めなくなります。そうすると問題はより複雑になるのです」と言います。

子どもの権利を保障するのは、公的機関に配置された専門職です。ソーシャルワーカーなどがケアをコーディネートし、必要に応じて民間機関の在宅支援なども連携し、ともに家族に関わります。公的機関が権利の保障



子どもと話すときに伝えたいこと (作成:筆者)

とコーディネート、民間機関が日常的ケアワークと役割分担が明確です。「たくさんの人に助けを求めた、だけど何もしてもらえなかった」ということなく確実に対応されるために、役割分担と責任を明確にしています。

ソーシャルワーカーをはじめとする国家資格のある専門職が、福祉の発展を担う大きな原動力となっています。一職員としての役割を制限と感じあきらめることなく、制度改革が上から降ってくるのを待つこともなく、常

によりよい福祉をめざして議論し、声をあげています。子ども専門裁判官もテレビに出て、制度の不足を指摘したり県に意見書を提出したりしています。心配を基準とすることで虐待が起きないことをめざす2007年の児童保護法改正は、県の児童保護担当と子ども専門裁判官が中心となって実務者を集め100人会議を開催し、切った貼ったの対応ではなく予防を中心とした児童保護の仕組みを国に示すことで実現しました。

子どもが意思表明し、選択できることの重要性

学校で法律に関する教育は6歳からおこなわれており、その目的は「矛盾に気づき批判的な分析ができる」ことです。そのためには、子どもが選択でき、自分の希望が尊重される必要があります。ノーと言えるようになって初めて自分にとってのイエスが何か選べるようになるからです。

選択できるためには、教育は無料で入学金がないことが基本です。自分のしたいことに取り組むことでその人の能力が発揮され、国にとって力になると考えられています。公立校もそれぞれが強みをつくり、子どもたちは自分に合う学校に通うことができます。15

歳からは職業訓練の道も用意されています。不登校は月2日を超える医師の診断のない休みのことであり、家庭支援、学習支援、ソーシャルワークと包括的に家庭を支える方法をとります。義務教育は子どもの権利、つまり教育とケアと福祉が行き届いていることを保障する期間だからです。自分に合う学校や専門職に出会うことも支えます。

教育省のホームページには、身につけるべき基礎能力は「読み書き計算、他者の尊重」と書かれています。「責任ある市民を育てる」ということが教育の中で意識されます。それは、この国の将来を担うのは国民一人ひとり

であり、それぞれが情報収集し思考し議論することで、よりよい国の未来をつくることができると考えられているからです。

2002年より当事者が決定過程に参加することが義務づけられました。子どもも施設の運営会議から政府の委員会、ガイドラインの

策定などに関わります。子どもが自分の権利を知り、おとなに相談できると知っていることは重要です。子どもと話すツールを作成したのでぜひ出会うすべての子どもと話す機会を持ってください。

大事なことは誰にとっても明確でなければならない

「フランス人権宣言」(1789年)には当初、有色人種や女性や子どもの権利は含まれていませんでした。また、フランスは奴隷制度という大変な人権侵害をした歴史があります。権利は、誰にとっても明確でなければならず、またその理念が存在するだけでなく実現されていることが実感されなければなりません。理念や哲学を実現するための意識が、現場には求められています。

国際ソーシャルワーク連盟の定めた定義には「この定義に反映されている価値と原則を

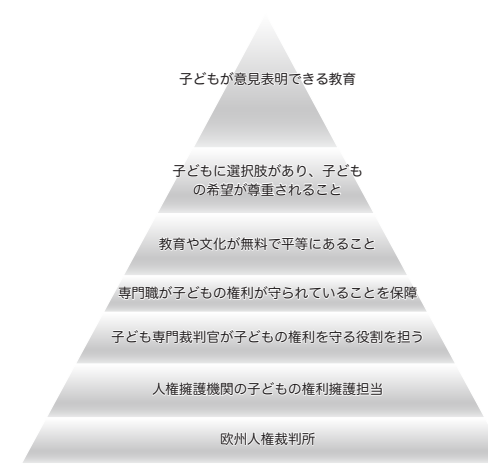
守り、豊かにし、実現することは、世界中のソーシャルワーカーの責任です。ソーシャルワークの定義は、ソーシャルワーカーがその価値観とビジョンに積極的にコミットする場合にのみ意味があります」と書かれています。子どもの意思をどのように尊重することができるのか、誰がそれを担うのか。フランスでも問題はまだまだ多く存在しますが、現場の一人ひとりが常に警戒し発言し軌道修正していかなければ、権利の侵害はすぐに起きると意識は少なくとも共有されています。

おとな社会も人権が尊重されていること

子どもの意思を尊重するおとなが世の中に増えるためには、おとなが無理を強いられず人権が守られていること、自分のしたいことができていることがとても重要です。おとながたくさん我慢して自分の欲求や願望に蓋をする習慣を身

につけながら、どうして他人の感情に敏感でいることができるでしょう。

自分たちの尊厳が尊重されるためにたたかっただけのおとなが、子どもたちの尊厳のためにたたかえるのでしょうか。「おかし」ことについて声をあげなければ、得をするのは強い立場の人で、虐げられ続けるのは弱い立場の人です。おとな自身が「何のため?」「誰のため?」と常に問い直し、よりよい未来をめざす姿勢こそが子どもにとって希望になる。おとなが搾取されず自分を尊重する姿を見せることが、人権が守られる社会の土台になると思います。



図表2●フランスの子どもが意見表明できる仕組み

図表1●「妊娠中」から「自立」まで各段階における経済支援制度(フランス)

子どもが生まれる前	婦人科検診、避妊、中絶、不妊治療(無料)
妊娠中	妊娠検査、出産費用(無料)
乳幼児期	家事支援、家族支援、ソーシャルワークを担う社会家庭専門員派遣(健康保険) 2ヶ月半からの保育(両親の収入の1割、働いていなくても利用できる)
義務教育3才~16才(部活、塾、受験なし、制服や体操服なし)	学費無料、給食費・学童保育は収入に応じた費用 習い事は無料か収入に応じた費用のものが複数 勉強机代、言語聴覚士など子どもの成長と教育と安全に必要な費用は児童相談所が負担 学校に行くコートやスニーカーは必要に応じてスクールソーシャルワーカーが費用確保 中学から収入に応じた返済不要の奨学金
高校、大学、専門学校、大学院(受験なし、高校大学ランクなし)	基本的に無料~年3万円。入学金なし 収入に応じた返済不要の奨学金 大学の学食は一食200円
自立	16才から若者用職安で生活費が7万円支給されソーシャルワーカーがつく 若者用マンションは月4万円程度でソーシャルワーカーがつく 25才からの生活保護は個人単位。実家や同棲していても知られることなく受けられる



あわ・あきこ

日本学術振興会特別研究員、フランス国立社会科学高等研究院 健康社会政策学修士、社会学修士。著書に「一人ひとりに届ける福祉を支える フランスの子どもの育ちと家族」(かもがわ出版、2023年)。